

国 都 街 第 89 号
令和 6 年 11 月 13 日

各都道府県担当部局長
各政令指定都市担当部局長 あて

国土交通省都市局
街路交通施設課長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う駐車環境の整備
に向けた取組の推進について

各位におかれましては、日頃より駐車場行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 98 号）において、最高出力を 4.0 kW 以下に制御した総排気量 125 cc 以下の二輪車が、現在は 50cc 以下とされている一般原動機付自転車と区分され、総排気量が 50cc を超え 125cc 以下の二輪車のうち、最高出力を現行の原付と同等レベルの 4.0 kW 以下に制御したもの（以下、「新基準原付」という。）を原付免許で運転できるよう改正が行われたところです。（施行日：令和 7 年 4 月 1 日）

これにより、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下、「自転車法」という。）に基づく自転車等の対象に新基準原付が追加されることから、新基準原付を含む自転車等の駐車環境の確保に適切に取り組む必要があります。また、現在自転車等駐車場の管理に関する条例等において道路交通法に基づき駐車可能車両を規定している場合は、新基準原付が含まれることとなることから、駐車場における標識や案内等においても、新基準原付が駐車できるよう、遺漏なく対応をお願いします。

なお、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 99 号）においても、第一種原動機付自転車に新基準原付が追加されたことから、道路運送車両法に基づき条例等において駐車可能車両を規定している場合も同様です。

また、原動機付自転車と近い駐車需要がみられる自動二輪車の駐車対策については、従前より、駐車場政策担当者会議等において、各位に対し、その推進が図られるよう周知を行ってきたところ、全国でも着実に駐車場が整備されてきてお

りますが、一方で、地域によっては未だに不足しており、その充実が求められています。

多様なモビリティの駐車環境の確保の観点から、自転車等駐車場施策と駐車場法に基づく駐車場施策の連携を図り、自転車等駐車場や自動車駐車場における自動二輪車及び原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を含む）の受入れ等の施策についても積極的に推進していただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

新基準原付については、小型自動二輪車に近い車両の規格と想定されていることから、上記の対応に当たっては、必要に応じて既設の自転車駐車場又は自動車駐車場において、車両区分及び規格のみなおし並びに車両を受け入れるための改良をすることも検討するようお願いいたします。

各都道府県、各政令指定都市におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）及び関係団体に対しても、本通知の内容について周知をお願いいたします。